

公 示

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年2月12日国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)
第9条第1項の規定により、型式が技術上の規格に適合していると認める遊技機として検定を行った旨を次のとおり公示
する。

令和 7 年 8 月 6 日

徳島県公安委員会委員長 稲井 芳枝



1 申請者の氏名又は名称及び型式の概要等

氏名又は名称 及び所在地	法人の場合は 代表者の氏名	型 式 の 概 要			検定 番号
		遊技機の種類	型 式 名	製造業者名	
株式会社 ジェイビー 東京都渋谷区渋谷三丁目 29番14号	毒島壮	規 則 ぱちんこ 第 6 条 遊 技 機 第 1 号	eフィーバーものがたりF	株 式 会 社 ジェイビー	16066
株式会社 ジェイビー 東京都渋谷区渋谷三丁目 29番14号	毒島壮	規 則 回胴式 第 6 条 遊 技 機 第 2 号	L革命機ヴァルヴレイヴ2jF	株 式 会 社 ジェイビー	16067
株式会社スパイキー 東京都渋谷区南平台町16 番17号	栢森秀行	規 則 回胴式 第 6 条 遊 技 機 第 2 号	L荒野のコトブキ飛行隊SS	株 式 会 社 スパイキー	16068

2 検定の有効期間

公示の日から3年間